

入札公告

公告

嘉麻市が発注する建設工事について、次のとおり条件付一般競争入札（電子入札）に付します。

令和8年10月6日

嘉麻市長 佐伯 憲子

1 入札に付する事項について

- (1)工 事 名 起工 中央公民 R8 第7号
旧稲築地区公民館解体撤去工事
- (2)工 事 場 所 嘉麻市岩崎 1141 番地
- (3)工 事 概 要 解体撤去工事
 - ・ 建築工事 1 式
 - ・ 電気設備工事 1 式
 - ・ 機械設備工事 1 式
- (4)工 期 契約日から240日間
- (5)予 定 価 格 99,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (6)最低制限価格 91,080,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (7)発 注 課 係 生涯学習課 公民館施設整備係

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者でなければ入札に参加することができない。

ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 経営状態が著しく不健全であると認められない者であること。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく**解体**工事業の許可（5,000万円以上の下請負契約を締結する場合は特定建設業の許可）を受けており、令和8年度嘉麻市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。**ただし、初登録年度から3年度を経過しない者を除く。**

オ 令和8年度嘉麻市建設工事等競争入札参加有資格者名簿において、登録されている業種名が**解体工事業**で、**第一希望**であり、かつ**嘉麻市内業者**で登録されている者であること。**ただし、申請者が3者に満たない場合は市内第二希望、準市内業者第一希望、準市内第二希望の順に参加可能とする。※第二希望以降の申請者は申請期限日に規定申請人数に達**

しているか電話にて確認可能です。また、優先順位が同じである申請者どうしは申請の着順（遅い・早い）で参加不可となることはありません。

カ 過去10年以内に官公庁が発注した3,000万円以上のRC建築物解体工事の元請としての施工実績があること。ただし、当該条件、かつ、資格要件 ス の制限解除をしてもなお、申請者が3者に満たない場合は、次の(1)の条件を満たす者を参加可能とし、前段同様に制限解除をしてもなお3者に満たない場合は、次の(2)の条件を満たす者を参加可能とする、さらに前段同様に段階的に制限解除をしてもなお3者に満たない場合は、資格要件カの要件を解除するものとする。

(1) 過去10年以内に官公庁が発注した3,000万円以上の建築物解体工事の元請としての施工実績があること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受けており、直近（本件工事の資格審査申請の日から1年前の日以降に通知されたもの）の経営規模等評価結果通知書の総合評定値（P）が650点（解体）以上の者であること。

キ 本件工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る国家資格等を有する主任（5,000万円以上の下請負契約を締結する場合は監理）技術者を専任（請負金額が4,500万円未満の場合を除く）で配置できる者であること。（入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用期間を有するものであること。）

※現場代理人についても入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用期間を有すること。

ク 本件工事の公告の日から入札執行の日までの間に、嘉麻市建設工事等指名競争入札参加者指名停止規程（平成18年嘉麻市告示第137号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

コ 嘉麻市政治倫理条例（平成18年嘉麻市条例第237号）第6条の規定に該当する業者でないこと。

サ 公正な取引を阻害すると判断される者でないこと。

シ 本件工事に係る他の参加申請者との間に役員の重複（直接の重複がない場合であっても、他の者を介在して関係がある場合を含む。）又は資本の提携等の密接な利害関係がある者でないこと。

ス **入札参加申請締切日**において、嘉麻市建設工事等競争入札参加者の格付及び指名選考規程（平成19年嘉麻市告示第26号）第2条第1号の契約制限を受けていないこと。
ただし、申請者が3者に満たない場合は市内業者で契約制限を受けているもの（手持工事1件のものに限る。）も参加可能とする。

3 入札参加申込書等の提出について

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出し、本市の審査を受けなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書※₁) (様式第1号) ※1) 押印必須

イ 類似工事等施工実績調書 (様式第2号)

ウ 配置予定の技術者に関する調書 (様式第3号)

エ 総合評定値通知書の写し

オ 返信用封筒※₂) (410円) 切手貼付・宛名・朱書きで【速達】記載のこと)

※2) 紙入札業者審査結果通知用であるため、電子入札するものは不要

(2) 入札参加申請書配布場所

嘉麻市ホームページ>電子入札システムポータルサイト>入札情報公開システムよりダウンロードすること。

(3) 書類の提出方法及び提出期限

ア 提出方法

電子入札システム又は持参によるものとする。なお、電子入札システムを利用できる者は、原則として電子入札システムにより提出するものとする。

イ 提出場所

電子入札システム 又は 嘉麻市役所本庁舎4階管財課契約係

ウ 提出期限

令和8年10月13日(火) 17時00分まで

4 審査結果について

審査結果は、電子入札システムにより申請した者については電子入札システムにより通知し、持参により申請した者については別途通知する。

(1) 送付日時

令和8年10月15日(木)

5 業務内容の質問書提出及び回答について

(1) 質問書の提出について

ア 方法 担当課へFAX

イ 提出場所 事業担当課 生涯学習課 公民館施設整備係
FAX番号 0948-62-5693

ウ 受付期間 公告日から令和8年10月20日(火) 12時00分まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(2) 質問書への回答について

回答期日 令和8年10月20日(火) 17時00分までにFAXにより回答する。

※ 回答については、原則質問者のみ随時回答とし、事業担当課で全業者へ知らせる必要があると判断したものは全業者にFAXする。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

7 契約保証金に関する事項

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

8 入札方式

本案件は、嘉麻市電子入札実施規程に基づく電子入札案件とする。ただし、電子入札システムを利用できない者については、電子入札への移行期間として、令和8年度に限り紙入札による参加を認めるものとする。

9 入札書の提出方法

- (1) 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書及び積算内訳書を提出すること。
- (2) 紙入札による参加者は入札書及び積算内訳書を同封し封入封緘のうえ、管財課契約係の窓口を設置している投函箱に投函すること。

10 入札書提出期間

令和8年10月16日(金) から令和8年10月23日(金) 9時59分まで

※紙入札による投函は、令和8年10月22日(木) 17時00分まで

11 開札の日時及び場所

令和8年10月23日(金) 10時00分

管財課契約係において行う。また、電子入札案件において、開札の立ち会いは行わない。

12 入札の条件に反した入札書を無効とする事項

- (1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札(紙入札の場合)
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 指定した提出期限後に入札書を提出した入札(紙入札の場合)
- (7) 電子入札実施規程又は公告で指定した提出方法によらない入札

- (8) 積算内訳書が入札書とともに添付（同封）されていない入札
- (9) 積算内訳書の合計金額と入札書に記載された入札金額とが異なる入札（値引き等で合わせるのではなく、積算基礎数で記載すること。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (11) 連合（談合）その他の不正行為によってなされたと認められる入札
- (12) 民法上入札が無効として扱われる入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令又は市が指定した事項に違反して行われた入札

13 入札に関する問い合わせ先

嘉麻市役所 管財課契約係（本庁舎４階） 電話０９４８－４２－７４１９